

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊交企第564号

令和元年12月27日

地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）

見出しのことについては、別添「地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）」（令和元年11月1日付け警察庁丁交企発第130号）が新たに発出されたことから、同通達に添付された「地域交通安全活動推進委員制度の運営に係る留意事項」に基づき適正かつ円滑な運営を図ることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。